

委員長報告

本委員会は、去る6月27日の本会議において付託を受けた2定請願第1号『『集団的自衛権の行使容認に反対する意見書』提出を求める請願』について、慎重に審査をいたしました。

審査の過程で委員から出された意見の要旨について、御報告申し上げます。

今回の意見書提出を求める請願について、請願者の思いは、我が国が戦争する国になるのではないかという懸念が一番大きい。憲法は国家権力を制限するものであり、憲法解釈を変更するのであれば、時の政権の判断によるものではなく、国民に対して真意を問うた後に行うべきであるとの意見がありました。

一方、安倍政権の今回の憲法解釈変更に係る基本的な考え方は、憲法第9条を守ることを前提とした、自国の領土と国民の生命を守るための必要最小限度の実力行使であり、自衛隊が海外で積極的な武力行使を行い、戦争への参加を認めるための解釈変更とは言えないとの意見がありました。

当委員会としては、請願者の思いを真摯に受けとめた上で議論し、去る7月1日に採決を行った結果、本請願を不採択とすることに決しました。

以上、委員長報告といたします。

平成26年7月8日

総務企画委員会

委員長 市橋宗行

委員 長 報 告

本委員会は、去る6月27日の本会議において付託を受けた議案11件について、7月1日及び8日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、2定議案第2号 田辺市集会所条例の一部改正について、同議案第3号 田辺市福祉有償運送運営協議会条例の一部改正について、同議案第4号 田辺市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、同議案第5号 田辺市火災予防条例の一部改正について、同議案第9号 物品購入契約の締結について、同議案第10号 物品購入契約の締結について、同議案第11号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、同議案第12号 字及び町の区域の変更について、同議案第13号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について及び同議案第14号 字及び町の区域の変更についての以上10件は、全会一致により、同議案第15号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第5号 田辺市火災予防条例の一部改正についてにかかわって、今回の改正による変更点についてただしたのに対し、「露店等で火気器具を使用する場合には消火器を備える義務を課し、主催者側には火気器具を使用する際の消防署への届け出義務とあわせ、露店が50店舗を超える場合は、火災予防上必要な業務に関する計画書の提出を義務づけるようにもする。現在、本市において50店舗を超える催しとして想定しているのは弁慶まつりと田辺祭である」との答弁がありました。

次に、議案第15号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分のうち、市民生活費にかかわって、バス運行委託料について詳細説明を求めたのに対し、「中辺路地域を運行する中辺路町内線及び上秋津・西原地区を運行する西原線等の廃止による1年間の代替運行に伴う委託料であり、中辺路地域は住民バスによる運行を予定し、上秋津・西原地区は道路運送法第21条に基づく期間を限定し

た運行を予定している」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成26年7月8日

総務企画委員会

委員長 市橋 宗行

委員長報告

本委員会は、去る6月27日の本会議において付託を受けた議案2件について、30日及び7月8日にそれぞれ委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、2定議案第8号 工事請負変更契約の締結について及び同議案第15号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分の以上2件について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。
議案第15号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分のうち農業振興費にかかわって、みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会の活動について詳細説明を求めたのに対し、「来年6月ごろに開催される国連食糧農業機関主催の世界農業遺産国際フォーラムにおいて、みなべ・田辺地域における梅生産システムの世界農業遺産認定を目指すべく、本市とみなべ町及び関係団体等で構成する協議会が中心となり、登録業務や啓発活動等の取り組みを推進するものである」との答弁がありました。

次に、山村振興費にかかわって、過疎集落等自立再生対策事業について詳細説明を求めたのに対し、「国の補助事業を活用しながら過疎集落の再生や活性化を支援する事業であり、今年度は、本宮町の四村地区と中辺路町の近露・野中地区において、耕作放棄地の活用や移住推進等を図るものである」との答弁がありました。
以上、委員長報告といたします。

平成26年7月8日

産業建設委員会

委員長 安達克典

委員長報告

本委員会は、去る6月27日の本会議において付託を受けた議案4件について、30日及び7月8日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、2定議案第1号 田辺市いじめの防止等に関する条例の制定について、同議案第6号 田辺市診療所条例の一部改正について、同議案第7号 工事請負契約の締結について及び同議案第15号 平成26年度田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分の以上4件について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。議案第1号 田辺市いじめの防止等に関する条例の制定についてにかかわって、市の責務として国、県その他いじめの防止等に関係する機関及び団体との協力のもとでの具体的な施策をただしたのに対し、「未然防止、重大事態防止のための早期対応を図ること、また教育委員会のみならず市長部局の関係各課にも相談窓口を設けるなどの体制整備を図るものである」との答弁がありました。さらに委員から、学校及び学校の教職員の責務にかかわって、これまで以上に教職員の負担増にならないための学校内の体制強化、人員配置についての考えをただしたのに対し、「各学校にはさまざまな課題がある中、本年3月に策定した田辺市いじめ防止基本方針に即して、いじめ防止等を実効性の高い施策展開を図っていくために県教育委員会と十分連携しながら、スクールカウンセラーや加配教員、非常勤講師の増員配置に強力に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、議案第6号 田辺市診療所条例の一部改正についてに係る四村川診療所の廃止にかかわって、これまで四村川診療所に通院していた利用者に対する医療体制、交通手段の確保についてただしたのに対し、「地域内における他の医療機関を紹介し、交通手段については外出支援事業や民間の福祉有償運送事業を紹介するなど対応を図ってきているところである。また、本年4月からはさくら診療所の医師が増員されていることから、往診体制の充実が図られている」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成26年7月8日

文教厚生委員会

委員長 松下 泰子